

Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

## 日本社会福祉士会

NEWS



No.198

NOVEMBER.2020

ホームページのURL

<http://www.jacsw.or.jp/>

人々の生活と権利の擁護に向けて ～コロナ禍における本会の取り組み～	1
令和2年7月豪雨災害 被災地支援について	4
令和2年7月豪雨災害被災地活動支援金へのご協力をお願いします!	5
都道府県社会福祉士会災害担当者会議を開催しました	5
子ども家庭福祉にかかる資格の在り方の動き	6
声明/意見・要望書を提出しました	7
世界ソーシャルワークデー記念国際シンポジウム 「COVID-19禍におけるアジア諸国のソーシャルワーク実 践～コミュニティ・レジリエンスとメンタルウェルビー イングのあり方を問う～(仮称)」をオンラインで開催!	9
権利擁護センターばあとなあ受任状況	10
2020年度都道府県社会福祉士会会長会議 報告	12
2020年度全国生涯研修委員会を開催しました	12
役員改選情報 次期理事立候補者そろそろ	13
第29回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 山形大会 開催のお知らせ	14
研究誌「社会福祉士」の投稿分類が新しくなります! 「論文」「研究ノート」「実践研究」「実践報告」の4分類に再編	14
2020年度ソーシャルワーカーデーについて	15
情報コーナー	15
BOOK/四谷事務局日より	16

## 人々の生活と権利の擁護に向けて ～コロナ禍における本会の取り組み～

今なお、蔓延を続ける新型コロナウイルス。感染者は世界計で3,800万人、死亡者は109万人を超え、国内では感染者が90,710人、死亡者が1,646人となりました(2020年10月15日現在)。世界各地でワクチンや治療薬の開発が進められ、近い将来には蔓延を防ぎ収束に向かうことでしょうか。しかし、その時期はまだ明確には見通せません。このような時期にあっても社会福祉士会及び社会福祉士はソーシャルワークを必要とする人々に対して、その生活と権利を擁護するための実践を続けることが必要です。

日本社会福祉士会NEWS No.196号(2020年6月号)では当面の取り組みをご報告しました。今号では、その後の本会の取り組みを中心にご報告します。

### 学びの機会を止めない

社会福祉士が人々の生活と権利を擁護するためには、日々の自己研鑽が欠かせません。このような状況にあっても、社会福祉士は自己研鑽を止めることなく継続して学び、資質の向上に努めることが必要です。

本会は自己研鑽を支援するため、コロナ禍のなかでも学びの機会を提供し続ける取り組みを推進します。

### (1) リモート研修の推進

本会ではすでにZoomを活用したりリモート研修を開催しています。この実績を踏まえて「Zoom操作方法(受講者用)」および「Zoomミーティングを活用した研修会運営方法の手引き」を作成しました。研修受講者には初めてでも容易に研修に参加できるようにします。また、都道府県社会福祉士会へ(以下、県士会)情報提供し、全国の社会福祉士会でもリモート研修が行えるよう支援します。

### (2) オンデマンド研修の推進

生涯研修制度の基幹研修であり新入会員が全員受講する基礎研修を構成する8科目のうち、基礎研修Ⅱおよび基礎研修Ⅲの「実践評価・実践研究系科目」について、本会は講義をeラーニングとしたプログラムを開発し、認定社会福祉士認証・認定機構の研修認証を取得しました。2020年度から基礎研修に適用することが可能となり、複数の県士会が導入

を予定しています。そして2021年度からは基礎研修の全科目の講義をe-ラーニングとしたプログラムを提供できるよう準備を進めています。

また、基礎研修以外にもe-ラーニング・コンテンツを例年以上に制作、充実させ、社会福祉士の学びを止めない取り組みを進めています。

### (3) 集合研修の開催について

本会はリモート研修やオンデマンド研修を推進しますが、集合研修を開催する場合があります。特に演習はリモート研修やオンデマンド研修では技術の習得が難しい場合があります。そこで本会は集合研修を開催する場合のリスクを極力低減するための留意点をまとめた「新型コロナウイルス等感染症対策のための集合形式による研修及び会議等開催におけるガイドライン」(下表参照)を作成しました。

なお、本ガイドラインは会員専用ホームページに掲載していますのでご参照ください。

「新型コロナウイルス等感染症対策のための集合形式による研修及び会議等開催におけるガイドライン」(抄) (全33項目)

- 1 企画立案 (3項目)
- 2 研修会等の会場選択 (3項目)
- 3 主催者側の事前対応 (4項目)
- 4 参加者への事前連絡事項 (8項目)
- 5 研修会当日
  - <主催者側の注意事項> (10項目)
  - <参加者への注意喚起事項> (3項目)
- 6 研修会等開催中に感染症への感染が疑われる者が出た場合の対応 (3項目)

### コロナ禍における相談支援機能

3密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避けること、ソーシャルディスタンスの確保が言われる中、従来の相談支援が行いにくい状況が続いています。本会では、現在、相談支援の実態把握と相談支援機能の維持などを検討するため、2つのアンケート調査「コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的調査」と「新型コロナウイルス感染症拡大対策に係る後見実務について」を実施しています。

### (1) コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的調査

コロナ禍における相談支援機能の維持または展開を可能とするソーシャルワーク実践のあり方を明らかにすることを目的に、主に委託型の地域包括支援センター、相談支援事業所、生活困窮者自立支援機関といった相談支援機能を担う社会福祉士(個人会員)を対象に、実践への取り組み、工夫、課題などについてアンケート調査を行っています。9月末までアンケートの回収を行い、分析する予定です。当調査は県士会の協力を得て実施しています。

### (2) 新型コロナウイルス感染症拡大対策に係る後見実務について

後見活動においては、本人との面会が難しい状況や支援関係者との協議を集合して開催することが困難な状況が見られました。このようななか専門職後見人である社会福祉士が、本人や家族、施設や事業所とどのようにコミュニケーションを図り、地域において新たに発生した課題にどのように対応し、どのようなソーシャルワーク実践を行ったか、具体的な対応を整理し、今後、社会福祉士会としての情報提供を行うことを目的に調査を行っています。10月末までアンケートの回収を行い、分析する予定です。当調査は県士会権利擁護センターばあとなあの協力を得て実施しています。

### 社会への発信

#### (1) ホームページを活用した情報発信

マスメディアなどを通してコロナ対策に関するさまざまな情報が大量に駆け巡り、どの情報が本当に必要な情報なのか判断することが難しい時期がありました。そこで、本会は官公庁の情報や社会福祉課題に関する情報(Webニュースなど)、日本社会福祉士会の情報を見やすいように区分し「新型コロナウイルス感染防止関連情報」として本会ホームページにバナーを設置して情報発信しています。

#### (2) 要望・声明

新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、景気の悪化や雇用の喪失などによる貧困の増大、感染者やその家族などに対する偏見や差別の助長、また生活環境の変化によるストレスの増大など、多くの課題が表出しました。本会は、ソーシャルワーカーの専門職団体として、次頁の声明や要望書を発信してまいりました。

## (別表) 声明・要望書

月日	タイトル	備考
4月1日	新型コロナウイルス感染症に対する社会的弱者への支援について	声明
4月27日	特別定額給付金の支給方法について(要望)	総務省自治行政局長宛
5月18日	新型コロナウイルス感染防止に伴う社会的課題への対応について	厚生労働大臣宛
6月4日	登校再開後の対応及び学生支援緊急給付金事業について(要望)	文部科学省初等中等局及び高等教育局宛
6月4日	新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域再犯防止推進モデル事業の継続について(要望)	法務省大臣官房秘書課宛

## 今後に向けて

長引くコロナ禍によって、権利侵害の潜在化・深刻化が懸念されるなか、社会福祉士会及び社会福祉士は人々の生活と権利の擁護をするためにどのよう

な事業を展開し、またどのような実践をするかを常に問い続ける必要があります。今回、実施している2つのアンケート調査結果もふまえて、本会は立ち止まることなく今後の事業活動を展開してまいります。

## 最近配信を開始したeラーニング講座(2020年10月15日現在)

月日	タイトル	講義時間	配信開始日
生涯 研修 講義	ソーシャルワークにおけるケアマネジメントの方法(国際医療福祉大学大学院 白澤政和氏)	92分	2020年9月24日
	子ども虐待への視点(元児童相談所長 栗原直樹氏)	85分	2020年9月25日
	未成年後見と社会福祉士(湊川短期大学 田邊哲雄氏)	66分	2020年10月2日
基礎 研修Ⅱ 講義	基礎研修Ⅱ「実践研究の意義と方法」(ルーテル学院大学 高山由美子氏)	各々 約90分	2020年6月24日
	基礎研修Ⅱ「実践研究のための記録」(日本福祉大学 保正友子氏)		2020年6月24日
	基礎研修Ⅱ「実践評価・検証の方法」(中田社会福祉士事務所中田雅章氏)		2020年6月24日
	基礎研修Ⅱ「実践研究発表の方法」(日本福祉大学中央福祉専門学校 長岩嘉文氏)		2020年6月24日
基礎 研修Ⅲ 講義	基礎研修Ⅲ「対人援助と事例研究」(東北福祉大学 竹之内章代氏)	各々 約90分	2020年6月30日
	基礎研修Ⅲ「事例研究の枠組み」(東北福祉大学 竹之内章代氏)		2020年6月30日
	基礎研修Ⅲ「事例研究の方法としてのケースカンファレンス」(東北福祉大学 竹之内章代氏)		2020年6月30日
	基礎研修Ⅲ「事例研究のための事例のまとめ方」(東北福祉大学 竹之内章代氏)		2020年6月30日

※eラーニング講座の視聴方法は、日本社会福祉士会NEWS No.196(2020年6月号)をご参照ください。

※基礎研修は、eラーニング視聴のみでは修了できません。現在公開しているeラーニング講義は基礎研修の講義の一部です。基礎研修を開催する県士会によっては、eラーニングの受講ではなく、すべての講義を集合型の研修で実施するところもありますので、基礎研修の受講をご希望される方は、ご所属の県士会へご照会ください。

# 令和2年7月豪雨災害 被災地支援について

日本社会福祉士会NEWS No.197号（2020年9月号）でご報告しましたが、熊本県士会は球磨村からの要請を受けて、8月24日から球磨村地域包括支援センターの支援を開始しました。

## 支援開始に向けた動き

熊本県士会および日本社会福祉士会（以下、日本士会）は球磨村支援に向けて下表の通り行政との調整や支援の準備を進めて、球磨村地域包括支援センターへの支援に繋がりました。

月日	熊本県士会および日本士会の動き
7月4日(土)	7月4日以降断続的に九州地方を始め全国に豪雨災害発生
	熊本県士会三役会議を開催
7月6日(月)	日本士会災害対策本部を設置／会長メッセージを発信
7月8日(水)	熊本県士会災害対策本部を設置
7月9日(木)	熊本県士会会長メッセージを発信
7月10日(金)	熊本県士会先遣隊を被災地へ派遣
7月15日(水)	熊本県士会第1回災害対策本部会議
7月20日(月)	熊本県士会災害支援活動者募集
7月22日(水)	熊本県士会および日本士会は熊本県へ協力の申し入れ
7月24日(金)	熊本県士会および日本士会現地視察（相良村、人吉市、球磨村）
7月25日(土)	九州・沖縄ブロック災害対策会議開催
7月28日(火)	日本士会活動支援金募集開始
8月3日(月)	球磨村へ協力の申し入れ
8月18日(火)	球磨村からの社会福祉士派遣依頼文書受理
8月24日(月)	熊本県士会コアメンバーによる支援開始
8月29日(土)	熊本県士会支援者説明会を開催

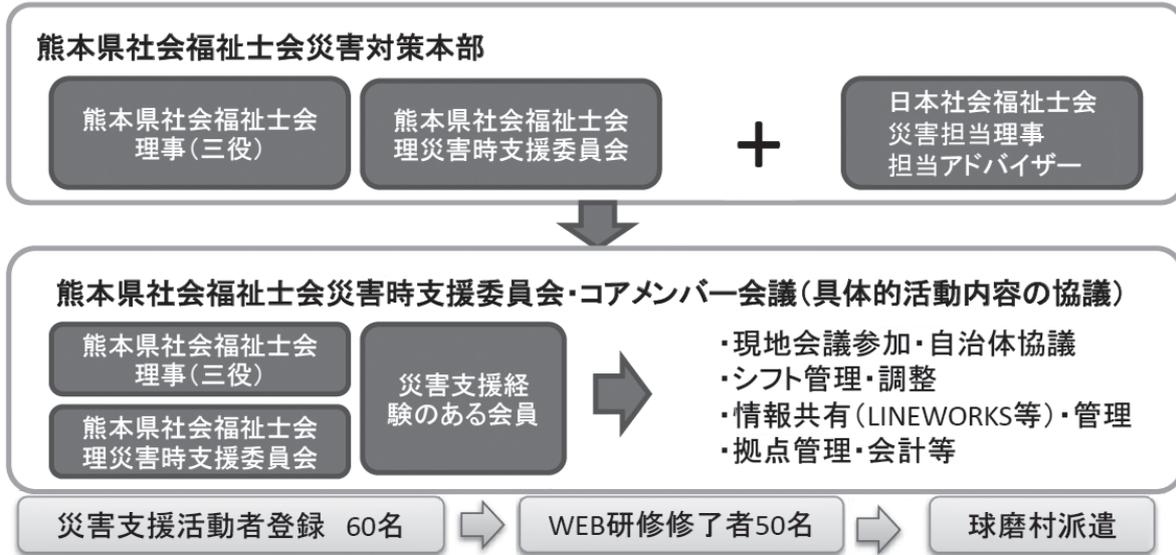
## 熊本県士会の支援活動の概要

熊本県士会では災害支援活動者を、県内会員を対象に募り、50人を超える会員を登録しました。そして、8月24日から球磨村地域包括支援センター（村直営、3職種4人体制）の支援を開始しました。今回の支援活動は、現地拠点はずくらず通いを原則と

して必要物品は現地および移動拠点「介護老人保健施設なごみの里（美里町）」で管理することとし、レンタカーにて移動することとしました。支援方法は今までの支援活動と同様に、熊本県士会のコーディネートのもと、2人1組、週5日間を基本として3カ月間の会員派遣を実施しています。

※支援体制のスキーム 別掲

## 【支援体制スキーム】



## 令和2年7月号災害被災地活動支援金へのご協力をお願いします！

### 【支援金の振込口座】

郵便振込口座 公益社団法人日本社会福祉士会 00150-0-687734

- ・「払込取扱票」通信欄に「7月豪雨支援」とお書きください。
- ・匿名（匿名希望）の場合を除いて、支援金をお寄せいただいた個人・団体の氏名・名称（カタカナまたは漢字）はウェブサイトにも適宜掲載させていただきます。個人で匿名を希望される方は、「払込取扱票」通信欄にその旨をご記入願います。
- ・本寄附金は、特定公益増進法人の寄附金となり、所得税法及び法人税法において優遇されます。

## 都道府県社会福祉士会災害担当者会議を開催しました

38県士会から51人の参加のもと、10月24日にZoomによる都道府県社会福祉士会災害担当者会議を開催しました。

本会では災害対応ガイドラインに沿って支援活動を行ってきていますが、各都道府県では社会福祉士会も参画するDWATによる支援活動も浸透しつつあります。そこで、今後の支援活動や研修の在り方について意見交換を行いました。会議では、熊本県士会による熊本地震や令和2年7月豪雨災害の支援活動の報告のほか、千葉県士会および長野県士会による令和元年東日本台風関連災害支援活動の報告を受け、社会福祉士会がそれぞれに有している知見を共有しました。

## 子ども家庭福祉にかかる資格の在り方の動き

公益社団法人日本社会福祉士会 副会長 栗原 直樹

厚生労働省「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他の資質向上策に関するワーキンググループ」について報告します。

このワーキンググループの設立の趣旨は、令和元年6月19日に成立した「児童虐待防止策の強化を図るための児童福祉法などの一部を改正する法律〔令和元年法律第46号〕」附則第7条第3項において、「政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」に基づいています。

これを受け、子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策についての検討を行うため、児童部会社会的養育専門委員会の下にワーキンググループを設置することとなりました。

令和元年9月10日の第1回以降第7回（令和2年10月20日）まで開催され委員として参加しました。（会議は公開とされています）

子ども家庭福祉の専門職（児童福祉司）の国家資格化を検討するワーキンググループという言い方もされていましたが、実際は幅広い議論がありました。しかし資質向上を図ることについては一致した立場でした。

議論を要約すると、専門性の高い子ども家庭福祉に関わるソーシャルワーカーの資格について「医師のように日本国中どこでも勤められるソーシャルワーカー資格をつくる（養成期間が6年か4年かははっきりしません）」「社会福祉士と基礎科目を同じにしている精神保健福祉士と同様に、横出しにして子ども家庭福祉士をつくる」「国家資格化は反対である。既存の国家資格の上に必要な研修を積むこ

とによって対応できる」「スクールソーシャルワーカー養成課程のように学部4年の課程で社会福祉士受験資格取得とスクールソーシャルワーカー課程修了の認定資格を取得するような方法もある」「既存の資格の上に専門的研修を取得させる。一方で国家資格化も進める」「行政機関の職員採用に新しい資格はハードルが高い」などの主張がありました。

また、児童相談所の新任児童福祉司研修については、研修期間や他の自治体との交流人事の提案、スーパーバイザー研修の強化（評価の仕方も確立する）などの発言がありましたが、前提が現状の任用資格なのか新しい認定資格なのか、それとも国家資格なのか、委員によってはその前提が不明確なままの発言もあるのではないかと印象がありました。

直近の第5回（9月7日）ワーキンググループにおいて中間整理のたたき台についての提案、協議がありました。第6回（10月16日）、7回は関係者、関係団体からの意見聴取、質疑応答がありましたが児童相談所、市町村などへの行政機関への意見や要望が多く出ました。

第7回の段階では「資格」の考え方について、児童相談所のみならず市町村の要保護児童対策地域協議会担当職員、児童福祉施設など子ども家庭分野の専門職の資質向上という視点も併せて、国家資格から認定資格およびそれに準じるものといったものを資格として含まれるまとめられ方で「新しい資格の創設が考えられるのではないか。」という受け取り方次第という微妙な表現になっています。

本会としては日本医療社会福祉協会、日本精神保健福祉士協会および日本ソーシャルワーカー協会と共に日本ソーシャルワーカー連盟として、各職能団体の基幹的な研修を修了した者などを対象に、その所属機関の分野を問わず、子ども虐待の予防および子ども家庭福祉分野にも対応できるソーシャルワーカーの養成を目指して研修を実施することを提案しています。

**【参考】** 児童虐待防止策の抜本的強化について（平成31年3月19日）児童虐待防止策対策に関する関係閣僚会議決定）（抄）

### 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討

- ・児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策について、施行後1年を目途に検討する。
- ・児童相談所の児童福祉司のみならず、市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員、里親養育支援を行う者、児童養護施設等の職員、児童家庭支援センターの職員等、幅広く子ども家庭福祉に携わる者の資質向上が求められていることから、この検討に当たっては、これらの人材も含めて検討を進める。

## 声明／意見・要望書を発出しました

2020年8月以降に、本会では以下の声明および意見・要望書を発出しています。内容は、本会ホームページをご参照ください。声明については、本ニュースに全文を掲載しています。

### ○声明／意見・要望書

発信日	標 題	発信先など
8月7日	旧優生保護法被害者の国家賠償請求訴訟に関する声明	声明（日本ソーシャルワーカー連盟の共同声明）
8月21日	「黒い雨」訴訟判決の控訴に対する声明	声明（日本ソーシャルワーカー連盟の共同声明）
9月7日	「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」についての意見	内閣府 男女共同参画局 第5次基本計画策定専門調査会

### 旧優生保護法被害者の国家賠償請求訴訟に関する声明

2020年7月現在、旧優生保護法の下で強制不妊手術等の被害を受けた24名の原告による国家賠償請求訴訟が全国8カ所で提起されていますが、2019年5月28日の仙台訴訟、2020年6月30日の東京訴訟のいずれも原告敗訴の判決結果でありました。

旧優生保護法に基づく強制不妊手術は1955年をピークにその後漸減し1992年の1件を最後としますが、その間に全国の保健所、医療機関、障害者支援施設等においてソーシャルワーカーの配置が進んだことを考え合わせると、私たちソーシャルワーカーがこの重大な人権侵害に直接的に加担してきた可能性を否定できないこと、加担はしないまでも人権と社会正義を活動の原理としてきたはずのソーシャルワーカーがこの事態に問題意識をほとんど持たずにいたことが浮かび上がってきます。このことは、かつてのらい予防法の下でのハンセン病の人びとに対する強制隔離政策に、広い意味でソーシャルワーカーが加担してきたこととも符合します。らい予防法の廃止と同じ1996年に優生保護法は母体保護法に改正され、強制不妊手術等の規定は削除されましたが、法改正後も被害回復を訴え続ける当事者の声に私たちは無関心であったことを認めざるを得ません。

私たちソーシャルワーカーは、身近に起きていた重大な人権侵害を見過ごしてきたことへの反省の念と謝罪を表明するとともに、今後の裁判の動向を注視し、国策による人権侵害を司法府が認め、特別立法成立への道が開かれること、旧優生保護法被害者の皆さんの真なる被害回復が成されていくことを求め、下記の通り見解を表明します。

### 記

#### 1 旧優生保護法の下での優生手術は憲法違反です。

国が定めた法律に基づく優生手術は、憲法第13条「個人の尊重、生命・自由・幸福追求権」、第14条「法の下での平等」、第36条「拷問及び残虐な刑罰の禁止」等に反しており、明らかな違憲です。

旧優生保護法の違憲性が認められることは、被害回復の真の実現につながることにとどまらず、社会に根付く優生思想の克服への追い風となり、すべての国民に対する国の信頼回復を意味します。

#### 2 国策による「人生被害」に対し、20年という除斥期間を適用することは社会正義・公平に著しく反するものです。

強制手術という事実によるさまざまな偏見・差別や近親者との葛藤、永久に子どもができないという現

実を抱えた精神的・身体的苦痛は、被害者にとって今も続く「人生被害」であると言えます。歴史的な過ちに対する国の謝罪を求め、勇気を持って訴訟に踏み切った被害者が、裁判によりこれ以上「人生被害」を重ねることがないことを強く願います。

以上

2020年8月7日

日本ソーシャルワーカー連盟

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久  
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子  
公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂由美子  
特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 岡本 民夫

### 「黒い雨」訴訟判決の控訴に対する声明

私たちは、平和を擁護し、社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職であり、多様な人々や組織と協働することを言明する組織です。

広島地方裁判所は2020年7月29日に原爆投下後に放射性物質を含んだ「黒い雨」を浴びて生じた健康被害による被爆者健康手帳の交付申請を却下したのは違法とし、処分の取消しを求めた訴訟で、70～90代の男女84人（うち9人は死亡）全員の却下処分を取消し、被爆者と認めて手帳を交付するよう命じる判決を言い渡しました。

この判決では、黒い雨に放射性微粒子が含まれ、直接浴びる外部被曝に加え、井戸水や食物の摂取における内部被曝が想定できると指摘されており、原告らの被害主張は信用できるとしています。また原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）（以下「法」という。）が「原爆の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」と定める3号被爆者に該当すると断じています。この判決によって、75年の長きに渡って「黒い雨」による健康被害にさらされながらも、制度的支援の対象外に置かれてきた人々への支援の道が開かれることが期待されましたが、被告である広島市と広島県は、国の要請を受け、この判決に対し、控訴する方針を決定しました。

法の前文においては、「被爆後五十年のときを迎えるに当たり、我々は、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策」を講じることが明記されています。

また、調査に基づくと言われている大雨地域の線引きは、そのことによって被害者を区分することとなり、実際に被害があっても制度からこぼれ落ちる人々が生まれる等の限界と弊害があります。私たちソーシャルワーカーは制度の狭間にあるこれら人々の生活課題に個別に向き合い支援します。広島では、これまでも「原爆被害者相談員の会」と医療・福祉機関等に従事するソーシャルワーカーが、長期間に亘る被爆者に対する支援等を展開してきました。

私たちは、ソーシャルワークの原理と実践の観点から、被害者の個々の声を真摯に受け止め、控訴に対して反対の意思を表明するとともに、終戦75年の節目を迎え、大雨地域の線引きを乗り越えて、現に健康被害がある方の1日も早い救済を強く求めます。

2020年8月21日

日本ソーシャルワーカー連盟

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久  
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子  
公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂由美子  
特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 岡本 民夫

## 世界ソーシャルワークデー記念国際シンポジウム 「COVID-19禍におけるアジア諸国のソーシャルワーク 実践～コミュニティ・レジリエンスとメンタルウェルビー イングのあり方を問う～（仮称）」をオンラインで開催!

本会が加盟している日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）では、今年度（公財）社会福祉振興・試験センターの助成を受けて「COVID-19禍におけるアジア太平洋地域におけるネットワークの強化、キャパシティビルディングとアジア型ソーシャルワーク養成の研修プログラム開発事業」を実施します。

本事業の一環として、COVID-19の流行により生活行動様式の変化から生じた福祉的課題に対し、各国の地域のリジリエンスを促進するための、ソーシャルワークの展開のあり方やメンタルヘルスの課題に対する対応を検討するための国際シンポジウムを世界ソーシャルワークデー（WSWD）にあわせ、2021年3月にオンラインで開催します。以下に現時点での事業概要をお知らせします。

- 日 時：2021年3月7日（日）13：00～16：00
- 場 所：オンライン
- テーマ：「COVID-19禍におけるアジア諸国のソーシャルワーク実践～コミュニティ・レジリエンスとメンタルウェルビーイングのあり方を問う～（仮称）」
- 備 考：参加費無料、字幕もしくは同時通訳あり

※詳細は、2021年1月より、日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）および本会のホームページなどに掲載する予定です。世界各国のコロナ禍におけるソーシャルワーク実践を知る貴重な機会となります。多くのご参加をお待ちしています。

### 日本のソーシャルワーク専門職団体における国際活動について

本会は国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）に加盟するソーシャルワーク専門職団体として、海外のソーシャルワーク専門職団体からの視察などの依頼があった場合や、日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）が行う国際をテーマとした会議や研修などについて、本会の国際協力員の支援を受けて対応しています。本会は本年度より日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）国際委員会の幹事団体になりました。

#### 日本社会福祉士会の国際協力員とは

海外におけるソーシャルワーク実践を日本国内での活動に反映してもらい、海外との繋がりをつくる活動や、国内における滞日外国人支援の実践に基づき、多文化ソーシャルワークの推進に関わっていただいています。

現在登録している8名の協力員は、海外で就労、留学、研修などに参加した経験や国内において滞日外国人支援などの実践経験を持ち、それぞれの専門分野で活躍しています。

# 権利擁護センターぱあとなあ受任状況

権利擁護センターぱあとなあでは、2020年2月度の報告書に基づく受任状況と名簿登録状況を以下のとおりまとめました。

2020年4月時点での名簿登録者数は8,074人となっています。

## A 都道府県社会福祉士会所属個人による受任などの状況

### ●A-I 類型別受任状況年次推移

法定後見・監督人の受任および任意後見の契約件数の合計は、26,345件で、前回の2019年2月に比べて2,172件の増加となっており、増加傾向が続いています。

法定後見は、25,841件で受任などの全件数の98.1%を占めています。類型別では、後見が18,357件(69.7%)、保佐が6,013件(22.8%)、補助が1,455件(5.5%)となっています。任意後見は、361件で受任等の全件数の1.4%となっています。移行型任意後見契約が226件で任意後見全体の62.3%となっています。監督人は、143件で受任等の全件数の0.5%となっています。

### ●A-II 累計件数(2000年4月から2020年1月31日まで)

成年後見制度がスタートした2000年4月からの累計件数は、全体で41,014件でした。終了・辞任件数は14,669件(合計受任件数の35.8%)でした。

### ●A-III 個人別受任件数

現在活動中の受任者は合計で5,990人です。1件の受任が1,900人(31.7%)、2件の受任が1,233人(20.6%)であり、合わせて52.3%となっています。一方5件～9件の受任が949人(15.8%)、10件～19件の受任が494人(8.2%)、20件以上の受任が189人(3.2%)、合わせて27.2%となっています。

### ●A-IV-1-① 本人の年齢

本人の年齢は、10代が0.1%、20代～30代が7.2%、40代～50代が22.9%、60代～70代が36.0%、80代以上が33.7%となっています。本人の年齢が60代以上の割合は全体の約7割を占めています。

### ●A-IV-1-② 意思能力が不十分な原因

意思能力が不十分な理由は、認知症によるものが

41.1%、知的障害によるものが29.4%、精神障害によるものが18.9%となっています。

### ●A-IV-1-③ 現在の居所

現在の居所は、在宅が33.4%、病院が19.3%、施設が44.8%となっています。

### ●A-IV-2 申立人と本人との関係

申立人と本人の関係では、親族申し立てが9,258件で全体の35.8%を占めています。市町村長申し立ては9,885件で全体の38.3%を占めています。

## B 都道府県社会福祉士会による法人後見受任状況

2020年2月度報告にて法人後見を実施している都道府県社会福祉士会は、14法人でした。法人後見の受任件数は、後見人が464件、監督人が36件となっております。2019年度から新たに静岡県社会福祉士会、高知県社会福祉士会が法人後見を開始しました。

成年後見

## 成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で“わかりやすく・簡単”管理  
ご経験をつまれた方からこれから始められる方まで成年後見実務を力強くサポート。



**TYPE H**  
社会福祉士様  
各種法人様向け



**TYPE P**  
都道府県社会  
福祉士会会員様向け

機能とポイント

- 令和2年4月裁判所統一申立書式に対応 ●後見収支プランニング機能
- 基本情報登録(身上監護項目) ●財産管理 ●出納帳 ●業務日誌 ●預り品管理 ●スケジュール管理
- 家裁申立・報告書類作成 ●後見終了後の財産引渡用受領書ひな型 ●書式カスタマイズ機能

特価キャンペーン実施中!

(通常価格の約半額でお求めいただけます!)

ラインナップ	キャンペーン価格
成年後見システム Type H・P(ライト版)	30,800円(税・送料込)
成年後見システム Type H・P(スタンダード版)	52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。  
※キャンペーン期間は2021年3月末日までです。詳しくは下記URLよりご確認ください。

法律とコンピューター  
株式会社リーガル

本社 TEL 089-957-0494  
東京営業所 TEL 03-5360-1755  
名古屋営業所 TEL 052-856-2090  
大阪営業所 TEL 06-6940-3440  
福岡営業所 TEL 092-432-9078

http://www.legal.co.jp/

## ばあとなあ受任状況 (2020年2月報告書)

下表は、都道府県社会福祉士会から提供された2020年2月提出のばあとなあ活動報告書に基づき、本会が集計した2020年1月末現在における成年後見人などの受任状況です。

### A 会員個人による受任等の状況

#### I 類型別受任状況年次推移

区分	類型	2020年2月				2019年	2018年
		件数	割合	対前年(件)	対前年増減率	件数	件数
法定後見	後見	18,357件	69.7%	1,431件	8.5%	16,926件	15,563件
	保佐	6,013件	22.8%	600件	11.1%	5,413件	4,642件
	補助	1,455件	5.5%	179件	14.0%	1,276件	1,149件
	未記入等 (小計)	16件	0.1%	8件	100.0%	8件	0件
		25,841件	98.1%	2,210件	9.4%	23,623件	21,354件
任意後見	任意後見契約のみ	97件	0.4%	-3件	-3.0%	100件	108件
	任意後見+任意代理	226件	0.9%	-15件	-6.2%	241件	261件
	任意後見人	33件	0.1%	-6件	-15.4%	39件	43件
	未記入等	5件	0.0%	3件	150.0%	2件	0件
	(小計)	361件	1.4%	-24件	-6.3%	382件	412件
監督	法定後見	125件	0.5%	-13件	-9.4%	138件	158件
	任意後見	16件	0.1%	-1件	-5.9%	17件	17件
	未記入等	2件	0.0%	0件	0.0%	2件	0件
	(小計)	143件	0.5%	-14件	-9.9%	157件	175件
	合計	26,345件	100%	2,172件	9.0%	24,162件	21,941件

#### II 累計件数 (2000年4月から2020年1月31日まで)

項目	これまでの受任件数	終了・辞任件数
法定後見	39,748件	13,907件
後見監督	360件	217件
任意後見契約	906件	545件
合計	41,014件	14,669件

#### III 個人別受任件数

20件以上	189人	3.2%
10件~19件	494人	8.2%
5件~9件	949人	15.8%
4件	466人	7.8%
3件	759人	12.7%
2件	1,233人	20.6%
1件	1,900人	31.7%
合計	5,990人	100%

#### IV 法定後見受任状況

##### 1. 本人の状況

##### ① 本人の年齢

区分	10代	20代~30代	40代~50代	60代~70代	80代以上	未記入等	合計
(2020.2月)	15件 0.1%	1,856件 7.2%	5,924件 22.9%	9,312件 36.0%	8,715件 33.7%	19件 0.1%	25,841件 100%
対前回比	88%	105%	109%	111%	110%	36%	109%
(2019.2月)	17件 0.1%	1,773件 7.5%	5,419件 22.9%	8,424件 35.7%	7,937件 33.6%	53件 0.2%	23,623件 100%
(2018.2月)	18件 0.1%	1,577件 7.4%	4,860件 22.8%	7,445件 35.0%	7,312件 34.3%	79件 0.4%	21,291件 100%

##### ② 意思能力が不十分な原因

区分	認知症	知的障害	精神障害	重複	その他未記入等	合計
(2020.2月)	10,611件 41.1%	7,605件 29.4%	4,875件 18.9%	1,780件 6.9%	970件 3.8%	25,841件 100%
対前回比	109%	109%	112%	109%	103%	109%
(2019.2月)	9,740件 41.2%	6,962件 29.5%	4,347件 18.4%	1,634件 6.9%	940件 4.0%	23,623件 100%
(2018.2月)	8,842件 41.5%	6,168件 29.0%	3,739件 17.6%	1,698件 8.0%	844件 4.0%	21,291件 100%

##### ③ 現在の居所

区分	在宅	病院	施設	その他未記入等	合計
(2020.2月)	8,622件 33.4%	4,979件 19.3%	11,589件 44.8%	651件 2.5%	25,841件 100%
対前回比	110%	111%	108%	112%	109%
(2019.2月)	7,852件 33.2%	4,469件 18.9%	10,721件 45.4%	581件 2.5%	23,623件 100%
(2018.2月)	6,890件 32.4%	3,965件 18.6%	9,867件 46.3%	569件 2.7%	21,291件 100%

##### 2. 申立人と本人の関係

区分	本人	親族	市町村長	家裁の職権	法定代理人	任意後見人	その他未記入等	合計
(2020.2月)	4,758件 18.4%	9,258件 35.8%	9,885件 38.3%	666件 2.6%	1,060件 4.1%	8件 0.0%	205件 0.8%	25,840件 100%
対前回比	112%	107%	110%	110%	114%	62%	127%	109%
(2019.2月)	4,237件 17.9%	8,672件 36.7%	9,000件 38.1%	608件 2.6%	931件 3.9%	13件 0.1%	162件 0.7%	23,623件 100%
(2018.2月)	3,657件 17.2%	7,851件 36.9%	8,144件 38.3%	586件 2.8%	835件 3.9%	11件 0.1%	207件 1.0%	21,291件 100%

### B 都道府県社会福祉士会による法人後見受任状況

都道府県	受任状況					
	後見		監督		計	
	2020.2	2019.2	2020.2	2019.2	2020.2	2019.2
青森	1件	1件	0件	0件	1件	1件
山形	6件	4件	0件	0件	6件	4件
千葉	1件	1件	0件	0件	1件	1件
埼玉	2件	1件	0件	0件	2件	1件
東京	0件	0件	3件	1件	3件	1件
神奈川	10件	10件	0件	0件	10件	10件
静岡	0件	0件	1件	0件	1件	0件
大阪	0件	0件	1件	1件	1件	1件
広島	7件	6件	0件	0件	7件	6件
高知	0件	0件	0件	0件	0件	0件
福岡	24件	22件	0件	0件	24件	22件
佐賀	407件	344件	0件	0件	407件	344件
熊本	5件	6件	31件	31件	36件	37件
鹿児島	1件	1件	0件	0件	1件	1件
合計	464件	396件	36件	33件	500件	429件

- 「I 類型別受任状況年次推移」「II 累計件数」「IV 法定後見受任状況」は、名簿登録者から都道府県社会福祉士会に提供された「個別報告」データに基づいて集計をしています。
- 「III 個人別受任件数」は、名簿登録者から都道府県社会福祉士会に提供された「累計件数」データに基づいて集計をしています。
- 四捨五入の関係で割合の合計が100にならないことがあります。

## 2020年度都道府県社会福祉士会会長会議 報告

2020年10月3日(土)に都道府県社会福祉士会(以下「県士会」)から60人の出席もと「2020年度都道府県社会福祉士会会長会議」を開催しました。当初、2日間での開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Web会議(Zoom)とし日程を1日に短縮して開催しました。

今回の会議は、3つの協議事項と5つの報告事項でプログラムを構成しました。

協議1「政治的アプローチについて」は、本会のこれまでのソーシャルワークを考える政治的アプローチの検討経過に触れつつ、連合体としてソーシャルケアサービス研究協議会(以下「SCS研究協議会」)が支援母体となっている「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」(以下「SCS議員連盟」)と協力を強化する方針を2020年度臨時総会(2021年3月開催)で議決したうえで、本会の政治的アプローチを進めていきたいことを説明し県士会から賛同を得ました。協議2「都道府県社会福祉士会の財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクト報告(案)」は、2019年度の会長会議で設置が決定した「財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトチーム」が2020年度臨時総会への最終報告書提出に向け、取り組む事項として入会促進および退会抑制、事務局業務の支援、内外に向けた情報発信力の強化、財政にかかる事項の4本柱の

案について説明しました。県士会からは、すでに自分で会員が県士会に要望することのアンケート実施や市町村からの委員推薦に公募制を取り入れていることなど、魅力ある会づくりを行っていることの報告などがありました。協議3「コロナ禍における事業展開について」は、事前に県士会から募集した協議テーマにもとづき、参加者が会員規模に応じたグループに分かれて、財政関係、事務局関係、研修関係などについて協議を行い、グループ発表ではコロナ禍での財政状況、事務局運営やWebを活用した研修開催などについて情報を共有しました。

報告事項では、熊本県士会から令和2年7月豪雨災害被災地支援として熊本県球磨村での支援活動状況の報告がありました。山形県士会からは、「2021年の第29回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(山形大会)」は、新型コロナウイルス感染拡大防止対応としてWebを活用して開催することとし準備を進めていることの報告がありました。そのほか「2019年度会長会議総括事項のフォローアップ状況」「子ども家庭福祉にかかる資格の在り方の動き」「各委員会からの報告、行政の動き等」を報告し質疑を行いました。

会長会議の議事録は、会員専用ホームページに掲載していますのでご参照ください。

## 2020年度全国生涯研修委員会議を開催しました

10月17日(土)にZoomミーティングを活用して「2020年度全国生涯研修委員会議」を開催しました。本会議には、47県士会から生涯研修委員や事務局員など73人が参加しました。

この会議では2つのグループ討議が行われました。1つ目の「生涯研修制度の見直しについて」では、生涯研修制度上で研鑽を積む中で、認定社会福祉士取得につながる取得ルート創設ができないかな

どの意見交換を実施し、2つ目の「新型コロナウイルスによる研修への影響と対策について」では、コロナ禍における研修の実施方法や集合型の研修を行う際の留意点について意見交換を実施しました。いずれのグループ討議でも活発な意見交換が行われ県士会の活動を情報交換・共有することができました。

## 役員改選情報 次期理事立候補者そろそろ

10月18日（日）の第2回選挙管理委員会において、2021年度通常総会から2023年度通常総会（1期2年）までを任期とする理事立候補者の書類審査を行った結果、以下の立候補者が確定しました。

理事候補者の定数7人以上13人以内に対し、14人の方が立候補されました。

今後、以下の選出方法によって正会員（都道府県社会福祉士会）の投票により選出されることになります。

### ●役員候補者の選出方法

理事候補者の選出は「公益社団法人日本社会福祉士会役員候補者選出規程」第6条に基づいて行われます。

- 理事立候補者が13人を超える場合は、選挙により理事候補者の選出を行う。（第6条第1項）
- 投票は、13人連記により行い、得票数上位者13人を当選者とする。最下位当選者が同票数の場合は、決選投票を行う。この場合にさらに同票数の時は、抽選により決定する。（第6条第2項）

### ●選出スケジュール

2020年11月18日（水）

理事立候補者の公表

（本紙および会員専用ホームページ）

<選出期間>

2020年12月5日（土）

～2021年1月15日（金）（消印有効）

<郵便投票の開票>

2021年1月23日（土）第3回選挙管理委員会

2021年4月9日（金）～4月30日（金）

会長立候補者受付期間

2021年5月中旬

〔理事会〕監事候補者決定

〔役職選考会〕役職候補者内定

2021年6月中旬

〔通常総会〕新役員決定

〔臨時理事会〕新役職者決定

### 公益社団法人日本社会福祉士会 理事立候補者名簿

（敬称略：届け出順）

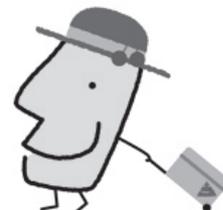
	所属する 都道府県 社会福祉士会	理事立候補者氏名
1	神奈川	山下 康
2	北海道	竹田 匡
3	岡山	中田 雅章
4	埼玉	栗原 直樹
5	長野	内田 宏明
6	高知	公文 理賀
7	大阪	西島 善久
8	兵庫	中山 貴之
9	静岡	安藤 千晶
10	広島	中島 康晴
11	富山	岡本 達也
12	東京	星野 美子
13	石川	橋 典孝
14	福岡	伊東 良輔

なお、立候補者の会員番号、年齢、勤務先および業種、職種内容、推薦者正会員、社会福祉士としての主な活動歴（社会福祉士会での活動を含む）、立候補理由・抱負・本会において取り組みたい事項については、会員専用ホームページ『役員改選情報』をご覧ください。

# 第29回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 山形大会 開催のお知らせ

**2021(令和3)年7月3日(土)・4日(日)Webによる開催を決定！  
自宅から、職場から、気軽に参加いただけます**

山形日和。



山形県おもてなし課長  
きてけろくん

**大会テーマ**

「多様性を尊重する社会づくりを目指して～今、新時代の社会づくりをデザインする～」

**大会趣旨**

少子・高齢化の進展や人口減少に加え、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」の感染拡大により、差別や偏見など「人権」に対する日本社会の脆さや克服すべき課題が、新たに浮き彫りになってきています。

地域共生社会の実現に向けた取り組みが進められる中、人権の擁護を基軸とした「多様性を尊重する社会づくり」こそ、社会の構造を強靱なものに変え、未来を切り開く重要な鍵だと考えました。2021年の山形大会では、多様な人々が共感・共存できる社会づくりと社会参加を目指し、社会福祉士にできること、そして担うべき役割などについて、全国大会初となるWeb上でのオンライン大会として開催します。

大会実行委員会事務局  
〒990-0021 山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内  
一般社団法人 山形県社会福祉士会 Tel 023-615-6565 Fax 615-6521  
URL:<https://yamagata-csw.org/>

## 研究誌『社会福祉士』の投稿分類が新しくなります！ 「論文」「研究ノート」「実践研究」「実践報告」の4分類に再編

学会運営委員会・実践研究推進プロジェクトチーム 委員長 中山 貴之

研究誌『社会福祉士』第29号から、これまでの研究誌の投稿分類のひとつであった「実践報告」を再編し新たに「実践研究」を設け、「論文」「研究ノート」「実践研究」「実践報告」の4分類にします。実践研究と実践報告の基準は次のとおりです。

「実践研究」と「実践報告」の基準

	基 準
実践研究	社会福祉士が関与している社会福祉実践を先行実践・研究・理論等を踏まえて、一定の方法にもとづいて分析、考察し、その実践のもつ新たな価値、意義、方法論等が見出されたもの
実践報告	社会福祉士が関与している社会福祉実践から、社会福祉の対象としての実践の価値、意義、また類似実践への示唆および関わり方、その内容と期間、実践仮説と考察などが見出されたもの

私たち社会福祉士は、日々の生活のなかで複雑かつ多様な課題を抱え、支援が必要な状況にある人々と深くかかわり、本人が自ら意思決定できるように支援しながら、支援が必要な状況にある人々や地域等の自立を目指した取り組みを日常的に行っています。しかしながら、私たち社会福祉士にとって、職務の多さや責任の重さなどにも起因して、私たち自身、あるいは私達の組織において日々の貴重な実践を体系的にまとめる機会が少ない現実があります。

そこで、まず、私たち社会福祉士が関わった実践を振り返って考え、関わった実践について調べたことを明らかにし、経過などをまとめるという「実践研究」の基礎となる力をまず習得することが必要です。このまとめたものを「実践報告」として研究誌に投稿していただくことを考えました。

そして、「実践報告」の先に、私たちが関わった実践に課題を感じることで、研究テーマを決め、先行研究のレビューを行い、研究計画を立てるために、

なぜこのテーマなのかという「問題意識」、何を明らかにするのかという「研究目的」、どのように明らかにするのかという「研究方法」、そして、いつまでに何をするのかという「研究期間」を設定し、「実践を科学化」することで、根拠ある「実践研究」へ

と深めて取り組んでいただきたいと思います。

研究誌『社会福祉士』第29号の投稿原稿の募集は2021年7月から9月まで、発行は2022年3月を予定しています。会員の皆さまからの投稿をお待ちしていますので、ふるってご応募ください。

## 2020年度ソーシャルワーカーデーについて

毎年、海の日をソーシャルワーカーデーとし、全国各地で都道府県社会福祉士会と職能団体や教育団体等と共同して、ソーシャルワーカーに対する関心と理解を拓けるイベントを開催してきました。しかし、今年は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、多くの都道府県で実施を見送り、次の2県で開催されました。

来年はコロナ禍が収束し、昨年同様に多くの都道府県でイベントが開催されることを期待します。

都道府県	実施日	テーマ
栃木県	9月26日	「第16回とちぎソーシャルケアサービス（ソーシャルワーカーデー）学会」
新潟県	7月11日	「ソーシャルワーカーデーinにいがた2020@Zoom」

### 学会関連情報

#### 「分科会発表者の募集を開始します」

第29回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（山形大会）の分科会発表者を募集します。分科会発表の申込の募集期間は2020年12月1日（火）～2021年3月25日（木）です。ふるってご応募ください。詳細は本ニュース同封の募集要項をご覧ください。

### 生涯研修センター情報

#### ■「第17回独立型社会福祉士全国実践研究集会」のご案内

独立型社会福祉士はソーシャルワーカーとして、コロナ禍をどのように捉え、対応してきたのか。新型コロナウイルスの感染が拡大する前と後で、ソーシャルワークがどのように変化したのか。コロナ禍でみえてきた地域生活課題に対して、独立型社会福祉士に期待される役割と限界について模索します。

そこで本会では「コロナ禍におけるソーシャルワーカー社会変動をどのように捉え、対応するのか」をテーマに独立型社会福祉士全国実践研究集会を開催します。

本研究集会は、独立型社会福祉士名簿登録更新要件である「独立型社会福祉士に関する研修」として認められます。

【日程】2021年2月13日（土）

【開催方法】オンライン研究集会（Zoomウェビナー）

【定員】190人（独立型社会福祉士名簿登録者が優先となります）



【申込方法】申込方法などの詳細は、本ニュース同封の開催要項または本会ホームページをご覧ください。

#### ■「2020年度生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会」のご案内

生活困窮者支援では、既存の社会保障や福祉政策の対応だけでは解決できない福祉・生活課題が広がってきています。福祉の支援を必要とされる方々を取り巻く状況や問題が、複雑化・複合化する中で、利用者からの相談を断ることなく適切に対応し、必要に応じて参加支援を行い地域において継続的に支援することが可能な包括的支援体制の整備が求められています。

そのような状況の中、2020年度生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会では、2021年度の社会福祉法改正により実施される「重層的支援体制整備事業」に焦点を当て、事業開始までの変遷、事業の必要性、市町村に求められている役割と機能について、共有していきます。

また、地域共生社会を実現するために現在実施されているモデル事業の「地域力強化推進事業・多機関協働による包括的支援体制構築事業」や2020年度か

ら実施される「地域共生のための包括的支援体制構築事業」などを実施している市町村の事例を基に、私たち社会福祉士が、制度の狭間にいる方々を救うことができるよう、行政と連携し、今後どのように進めていくのかを考えることを目的に開催します。

【日程】2021年2月23日（火・祝）

【開催方法】オンライン研究集会（Zoomウェビナー）

【定員】150人（先着順）

【申込方法】申込方法などの詳細は、本ニュース同封の開催要項または本会ホームページをご覧ください。

#### 「2020年度児童家庭支援ソーシャルワーク研修」のご案内

本研修は、子どもとその家族を支援するために必要な地域支援の仕組みや各課題を学び、地域における子ども家庭支援を実践できるよう、社会福祉士としての価値や倫理を踏まえた知識と技術を身につけることを目的に開催します。

【日程】2021年2月9日（土）～7日（日）

【開催方法】オンライン研修（Zoomミーティングを予定）

【定員】調整中

【備考】本研修は認定社会福祉士認証・認定機構に認証された研修です。

（認証番号：20190010、認証科目：分野専門／児童・家庭分野／ソーシャルワーク機能別科目群／児童家庭支援と要保護児童対策地域協議会、1単位）

申込方法などの詳細は、後日に本会ホームページに掲載する開催要項をご覧ください。

#### ■「マクロソーシャルワーク研修（トリアル版）」のご案内

本会では「マクロソーシャルワーク実

践（仮称）』（2021年中央法規出版発行予定）と合わせて、本書を用いた研修会の開発を進めています。

マクロソーシャルワーク研修は、マクロレベルのソーシャルワーク実践力を有する人材の育成を目的に実施予定です。

今年度は、研修会の効果を高めるためにオンラインによるトライアル版の研修会を開催します。企画・趣旨を理解していただき、共に研修会を創る参加者を募集します。

【日程】2021年2月23日（火・祝）

【開催方法】オンライン研修（Zoomミーティング）

【定員】50人

【申込方法】申込方法などの詳細は、本ニュース同封の開催要項または本会ホームページをご覧ください。

# 新刊・近刊等情報 Book

※ここで紹介する本は一般書店等でお求めください。

## ■ ソーシャルワークの哲学的基盤 理論・思想・価値・倫理

著者：フレデリック・G・リーマー

監訳：秋山 智久（島根県社会福祉士会）

発売元：明石書店

発行年月：2020年7月

価格：3,000円（税別）

本書は、社会福祉哲学で世界的に有名なフレデリック・G・リーマー氏の著書の翻訳本です。

本書はソーシャルワーク実践にとって特に関連のある5つの哲学的テーマに集

点をあて探求しています。これまで、ソーシャルワークは、精神疾患、貧困、薬物依存などの知識を取り込んできたにもかかわらず、専門職の哲学的基盤はほとんど検討されてこなかったといわれています。ソーシャルワーク実践において、本質的で永続的な課題に立ち返らせることは、専門職としてのソーシャルワーカーのあり方を考える上での道標となります。ソーシャルワークにかかわる教員、学生、実践者のためのテキストとしてご活用ください。



## ■ 私の人生、これでいいのだ 悔いなく生きるために人生を取り戻す！

著者：根岸 幸徳（埼玉県社会福祉士会）

発売元：東京創作出版

発行年月：2019年12月

価格：1,500円（税別）

本書は、市井の人が自らの過去を振り返って他人の前で語り意味づけをしていく活動と母親を在宅で介護し看取った体験をもとにしたノンフィクションです。

過去を思い出して語ることで自分独自の人生の価値に気づくことができる。過去の意味づけが変われば、現在を楽しんで生きることができる。「わたしの人生、これでいいのだ！」そして「わたしの人生、これでよかった！」と自信を持つことができる1冊です。



## 四谷事務局だより

### 行事予定・カレンダー

#### 11月

- 1日(日)独立型社会福祉士委員会
- 3日(火・祝)生活困窮者支援委員会
- 7日(土)～8日(日)、28日(土)2020年度未成年後見人養成研修
- 8日(日)スーパービジョン調査研究委員会  
地域包括ケア推進委員会
- 15日(日)第2回学会運営委員会  
生涯研修センター企画・運営委員会  
第2回生涯研修センター協議会
- 21日(土)業務執行理事打合せ 理事会
- 22日(日)権利擁護センターぱあとなあ運営協議会
- 22日(日)～23日(月・祝)2020年度地域共生社会実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修(試行研修)
- 23日(月・祝)生活困窮者支援ソーシャルワーク研修  
2020年度意思決定支援セミナー
- 28日(土)ぱあとなあ活動報告書プロジェクト委員会
- 29日(日)2020年度スクールソーシャルワーク全国実践研究集会

#### 12月

- 2日(水)ソーシャルワーカーのための自殺予防入門編集会議
- 3日(木)高齢者虐待調査作業部会
- 6日(日)法人としての社会福祉士の成年後見制度の関わり検討プロジェクト委員会
- 13日(日)権利擁護推進あり方検討委員会
- 19日(土)業務執行理事打合せ 理事会
- 23日(水)高齢者虐待調査プロジェクト委員会
- 26日(土)実践研究推進プロジェクトチーム

#### 1月

- 11日(月・祝)独立型社会福祉士委員会
- 14日(木)高齢者虐待調査作業部会
- 16日(土)業務執行理事打合せ 理事会  
2020年度司法福祉全国研究集会
- 17日(日)生涯研修センター企画・運営委員会
- 31日(日)権利擁護推進あり方検討委員会

#### 2月

- 6日(土)業務執行理事打合せ 理事会

- 6日(土)～7日(日)2020年度児童家庭支援ソーシャルワーク研修
- 7日(日)生涯研修センター企画・運営委員会
- 9日(火)高齢者虐待調査プロジェクト委員会
- 13日(土)第17回独立型社会福祉士全国実践研究集会
- 13日(土)～14日(日)2020年度基礎研修講師養成研修
- 20日(土)第4回「虐待対応専門職チーム」経験交流会(日弁連との合同企画)
- 23日(火・祝)2020年度生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会  
マクロソーシャルワーク研修
- 25日(木)高齢者虐待調査作業部会
- 28日(日)2020年度独立型社会福祉士研修

### 都道府県社会福祉士会 会員情報

10月31日付	会員数	40,090人
10月中	入会	会員数 70人増
前年同月	会員増減数	399人増
前年同月	会員増減率	0.91%増